

令和8年度和歌山県地域資源活用・地域連携サポートセンター業務プロポーザル公募要領

第1 業務の目的

地域資源活用・地域連携事業体の経営改善や経営全体の付加価値向上の取組を支援するため、相談窓口及び支援拠点となる和歌山県地域資源活用・地域連携サポートセンター（以下「県サポートセンター」という。）を設置し、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組に関する専門的な知識経験を持つ民間の専門家（以下「地域プランナー」という。）の派遣等を行うとともに、異業種交流の機会創出や人材育成等を行うことにより、県内の地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出を効率的に推進することを目的とする。

第2 募集の内容

1 業務の内容

別紙「令和8年度和歌山県地域資源活用・地域連携サポートセンター業務委託事業仕様書」のとおり。

2 提案事項

(1) 企画提案書（様式2）

企画提案書は、①から③までにに関する企画・提案が含まれるように作成すること。

① 受託者の組織体系

本業務を行うに当たっての、業務全体の責任者である統括企画推進員並びに業務実施に係る企画立案を行う企画推進員（氏名、関連業務の知見や経験の有無等）及び経理責任者（氏名等）の配置（兼務を含む）、県域内に常設する拠点の住所及び電話番号等について記載すること。

② 業務目標

本業務の実施に当たり、定量的な目標を記載すること。なお、支援対象者の数と地域プランナーの派遣回数については必須とする。

③ 業務構成

本業務の実施に当たり、地域支援検証委員会の運営方法、地域プランナーの活用等サポート活動の実施方法ならびに異業種交流会や人材育成研修会の開催方法を含めた実施計画の内容を記載すること。

また、本業務を第三者に再委託する場合は、再委託する業務と再委託を行わず自ら行う業務を明記すること。

(2) 見積書（様式3）

本業務を実施するために必要な経費の全ての額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の積算内容を記載すること。

なお、経費として計上できる内容については、次のとおりとする。

対象経費：

- ・サポートセンターの設置（管理運営手当、経営改善状況調査にかかる調査票印刷費、集計整理賃金、資料印刷費、通信機器類等リース料、通信運搬費、情報提供費、消耗品費等）
- ・地域支援検証委員会の設置・運営（委員謝金・旅費等）

- ・サポート活動の実施（地域プランナー謝金・旅費、企画推進員手当・旅費等）
- ・異業種交流会の開催（交流会等開催費：講師謝金、講師旅費、会場借料、資料印刷費、開催案内印刷・発送費等）
- ・人材育成研修会の開催（開講実施費：会場費、講師謝金、講師旅費、テキスト作成費、実習にかかる損害保険料等）

(3) 再委託業務計画（様式4）

本業務を第三者に再委託する場合は、予定する再委託契約ごとに添付すること。

なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、責任者の再委託は認めない。また、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任で解決することとする。

3 委託期間

別紙「令和8年度和歌山県地域資源活用・地域連携サポートセンター業務委託事業仕様書」のとおり。

4 見積限度額

8,048,000円（消費税及び地方消費税（合計10%）の額を含む）

第3 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

別紙「令和8年度和歌山県地域資源活用・地域連携サポートセンター業務委託事業仕様書」のとおり

2 プロポーザルの手続等

(1) 事務局

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産振興課
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL：073-441-2896
FAX：073-433-3024
URL：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/rokuji/index.html>
e-mail：e0701002@pref.wakayama.lg.jp

(2) 関係資料の入手方法

(1) のホームページを参照のこと。

(3) 募集内容に係る質問書の受付及び回答の公表

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式5）により提出すること。

なお、質問は1者あたり1回限りとし、再質問は受け付けない。

① 受付期間

令和8年6月10日（水）午前9時から令和8年6月16日（火）正午までの間。

なお、持参する場合は上記期間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。（ただし、最終日は正午までとする。）

② 受付方法

質問書（様式5）により持参、郵送または電子メールのいずれかの方法で提出すること。郵送または電子メールで提出する場合は、件名を「令和8年度和歌山県地域資源活用・地域連携サポートセンター業務プロポーザルに関する質問」とすること。また、送信後は必ず電話にて受領の確認を行うこと。

なお、質問内容の確認を行うことがあるので、質問書には連絡の取れる連絡先電話番号及び担当者名を記載すること。

③ 受付先

（1）に同じ

④ 回答予定日

令和8年6月23日（火）

⑤ 質問に対する回答

（1）のホームページで回答を掲載する。

（4）プロポーザル参加申込書等の受付

① 提出書類

ア) 参加申込書（様式1）

イ) 企画提案書（様式2）

第2の2（1）に同じ

ウ) 見積書（様式3）

第2の2（2）に同じ

エ) 再委託業務計画（様式4）※該当の場合のみ提出

第2の2（3）に同じ

オ) その他提出資料

・会社等の概要（会社名、代表者名、本業務を実施する部署名及びその住所並びに本業務企画提案書の担当者名）

・過去に類似業務の実績があれば、これに関する資料（委託元、期間及び業務の概要等）

・その他参考となる資料

② 提出期限

令和8年7月9日（木）正午まで（県の休日を除く）

③ 提出方法

持参又は郵送により提出

※郵送の場合、令和8年7月9日（木）正午必着とし、必ず「簡易書留」で提出すること。

④ 提出先

（1）に同じ

⑤ 提出部数

5部

（5）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- エ) 公募要領に違反すると認められる場合
- オ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- ③ 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできない。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（誤字脱字などの軽微なものを除く）
- ⑤ 提出書類の取扱等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑥ 予定担当者の変更の禁止
企画提案書に記載した予定担当者は、真にやむを得ない事情がある場合を除き、変更できない。
- ⑦ 手続において使用する言語
企画提案書等において使用する言語は、日本語とする。
- ⑧ 費用負担
プロポーザル参加に要する費用等は、すべて参加者の負担とする。
- ⑨ その他
 - ア) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとする。
 - イ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとする。
 - ウ) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、審査会開催日前日の午後1時までに、辞退届（任意様式）を事務局に持参又は郵送により申し出ること。

第4 審査に係る事項

1 審査方法

審査は、和歌山県が別に定める委員により組織された「令和8年度和歌山県地域資源活用・地域連携サポートセンター業務プロポーザル審査会議」（以下「審査会議」という。）が行う。

契約候補者の選定に当たっては、業者選定方法及び評価基準（別記1）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、審査会議において企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し審議の上選定する。

2 審査会議によるヒアリング

- (1) 開催日程 令和8年7月21日（火）（予定）
- (2) 開催場所 後日、プロポーザル参加者に連絡する。
- (3) 所要時間 ・プレゼンテーション 20分以内
・審査委員からの質疑 10分程度
- (4) 注意事項

- ①プレゼンテーションは、対面形式又は WEB 会議システムを用いたオンライン形式のいずれかを選択できる。
- ②プロポーザル参加者は、他の参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできない。また、正当な理由なく指定の時間に遅れた場合には、審査対象から除外する。
- ③対面でのプレゼンテーションにパソコン等を使用する場合、必要な機材についてはプロポーザル参加者が持参すること。
- ④プレゼンテーションの際、参考としてパンフレット等の資料配付を可とする。

3 契約候補者の特定

1 及び 2 の審査に基づき、審査会議において総合的に判断し、評価の最も高い 1 者を契約候補者として特定する。

4 審査結果の通知及び公表

審査結果は契約候補者を特定後、参加者に通知するとともに上記第 3 の 2 (1) のホームページ上で公表する。

(1) 通知・公表日 令和 8 年 7 月 23 日 (木)

5 異議申し立て

審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

第 5 契約の締結

原則として契約候補者と委託契約を締結する。

なお、選定した契約候補者と和歌山県との協議が整わなかった場合には、審査結果においてその総合評価が次に高い応募者と協議を行うこととする。

第 6 業務の適正な実施に関する事項

1 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、和歌山県個人情報保護条例（平成 14 年条例第 66 号）、和歌山県個人情報保護条例施行規則（平成 15 年規則第 90 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

2 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

3 特定者の利益追求・金銭受領の禁止

本業務は、特定の農林漁業者や企業、団体のみ利益追求のために実施するものではない。また、受託者は、業務の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできない。

(別記1)

業者選定方法及び評価基準

1 業者選定方法

- (1) 各審査委員は評価項目ごとに採点し、各審査委員の合計点数の総計の高い順に順位をつける。
- (2) 各審査委員の合計点数の総計が同数の場合は、見積予定額が小額の者を上位とする。
- (3) 上記(1)の順位が第1位の者で、各審査委員の合計点数の平均値が21点以上であれば契約候補者とする。
- (4) 応募件数が1件のみの場合は、各審査委員の合計点数の平均値が21点以上であれば契約候補者とする。
- (5) 契約候補者の各審査委員の合計点数の平均値が21点未満の場合は、審査会議で対応を検討する。
- (6) 各評価項目のうち、「0点」の評価をされた参加者は、原則として選定の対象としない。

2 評価基準

- (1) 下表の評価項目ごとに評価し、採点する。

評価項目		評価の観点		5点	3点	0点
事業実施計画に対する評価の基準	有効性	①	事業の目的が「地域資源活用・地域連携事業体の経営改善や経営全体の付加価値向上」に資する取組となっているか。	事業の目的が「地域資源活用・地域連携事業体の経営改善や経営全体の付加価値向上」に資するものとなっている。	X	事業の目的が「地域資源活用・地域連携事業体の経営改善や経営全体の付加価値向上」に資するものとなっていない。
		②	事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。	課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。	課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	現状の把握、課題の把握が行われていない。
		③	事業が「農山漁村の所得向上や雇用の増大」に効果があるか。	地域農業や地域経済への波及効果が十分期待できる。	地域農業や地域経済への波及効果が期待できる。	地域農業や地域経済への波及効果が期待できない。
	費用対効果	④	事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。	事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができる。	事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果が期待することができる。	事業費が過大である。
	実現性	⑤	事業内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。	事業の目的に見合った数値目標であり、実現性の観点から適当と認められる。	数値目標の実現性がある程度期待できる。	数値目標について、実現性の観点から適当でない。
		⑥	事業の成果について、目標に対する効果検証が適切に行われることが見込まれるか。	目標の達成状況の検証が高い精度で見込まれる。	目標の達成状況の検証が見込まれる。	目標の達成状況の検証が見込まれない。
	継続性	⑦	単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。	地域資源活用価値創出対策事業の継続性が十分期待できる。	地域資源活用価値創出対策事業の継続性が概ね期待できる。	地域資源活用価値創出対策事業の継続性が期待できない。